診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

											B)	治・フ	大正•[昭和•	平成•	令和							
氏名																	年	月		日生	(市	歳)
住所	京都府																						
① 病	名																						
	コードは、右 と対応する	(1) 主たる精神	障害															ICD⊐−	* ()		
F99,G ずれか	i40,G41のい を記載くださ	(2) 従たる精神	障害															ICD⊐-	÷ ()		
(1°)		(3) 身体合併症	- !														自休	障害者手帕	≣ (≠	5 . ##	插刨		級)
			-		_										<u> </u>				X (F	3 · m	性切り		収入
② 初	診年月日						精神障			_			戊•令₹ 		年.		月	8					
		(推定発病時期	1	年		多断書(月頃)	作成医	療機関	りの初記	9年月	日昭	3和• 3	₽成・1	令和	年		月	В					
で経過に対象のでのでででののででででででいる。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	雨から現在ま 歴及び治療 大内容 発病 (年月、栄大 海過、治 経を記載 (こ。)	*器質性精神障 (※「①病名」欄 ●情動および行	疾患名の主たる動の障害	る精神障害の書または不知	のICD 安及で	Dコー び不穏	ドが「	F0~F3	3, G40, 、計画	G41 」 的集中	以外の)場合言	・ 記入く) 療を継	ださい。			月頃	()					
		(「重度かつ組	-	判定される 該当する場合	_		ちらを(判定され い。)	れない	1										
	在の病状、状態 むね過去2年間	は像等 間に認められたも	のおよて	び今後2年間	間に予	予想さ	sれるŧ	うのをき	含め、	該当す	「る項目	∃をO`	で囲ん	でくだ	さい 。)							
	抑うつ状態	5. Calairo 3 5 1 6/2 C		運動抑制			刺激性				うつ気が			か他 (_)						
(2)	躁状態		1 行為	心迫 2	多弁	Ť	3 感情	青高揚	• 易刺	激性	4	その他	b ()								
(3)	幻覚妄想状態		1 幻覚	2 妄想	팄	3 そ	その他	()													
		及び昏迷の状態																					
		浅遺状態)									
(6)	情動及び行動の	障害									食行動	の異常	5										
(7)	不安及び不穏		1 強度	ック・汚言 の不安・恐	怖感	ž 2	2 強迫	自体験	3	心的		関連	する症	状									
(0)	てんかん 発佐学	Ē		離・転換症は	-								キた に	+ 年	回)								
(0)		および意識障害)								最終	発作	(年	月									
(9)	精神作用物質の 及び依存等		1 アル ア 乱F	意識障害あり ,コール 用 イ 依存)精神作用物	2 覚 ウ	覚醒剤 残遺(3	3 有機 発性精	溶剤 青神病性	4 ⁻ 主障害	その他	, (•程度	を⑤欄(に具体的			さい。) エそ	の他(()	
	注意の障害	学習•	2 認知 4 学習 5 遂行	回症 3 - 習の困難 7 テ機能障害	その(ア 読 <i>る</i>	他のii み 6 注意	記憶障器 イ 書 意障害	害 (き 7	ウ 算 その他	章数 也() I ?	その他	()			級等)		
		_ :- a ^_ : W \		定した常同的)									
(12)	その他()									

①京都府提出用 ②市町村控 ③医療機関控

(検査所見:検査名、検査結果、検査時期)
生活能力の状態 (保護的環境ではなく、例えばアパート等で単身生活を行った 1 現在の生活環境	場合を想定して判定してください。児童では年齢相応の能力と比較の上で判定してください。)
入院・入所(施設名)・在名	B(ア 単身・イ 家族等と同居)・その他()
2 日常生活能力の判定(該当するもの一つを〇で囲ん	でください。)
(1)適切な食事摂取	自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
(2) 身辺の清潔保持、規則正しい生活	自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
(3) 金銭管理と買物	適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
(4) 通院と服薬(要・不要)	適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
(5) 他人との意思伝達・対人関係	適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
(6) 身辺の安全保持・危機対応	適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
(7) 社会的手続や公共施設の利用	適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
(8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加	適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため	ない。 の法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームへ)
(5)精神障害を認め、身の回りのことはほとんどでき ① 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため	ない。 の法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームへ)
(5)精神障害を認め、身の回りのことはほとんどでき ① 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等	ない。 の法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームへ)
(5)精神障害を認め、身の回りのことはほとんどでき ① 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等	ない。 の法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームへ))
(5)精神障害を認め、身の回りのことはほとんどでき ① 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等	の法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームへ))
(5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどでき ⑦ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等 ⑧ 備考	の法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームへ))
(5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどでき 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するためその他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等	の法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームへ)) ●今後の治療方針(具体的に記載ください。) ●今後も継続的集中的な治療を継続的に行う ア 必要がある イ 必要がない (「重度かつ継続」に該当する場合は、こちらを○で囲んでください。)
(5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどでき 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等 備考	の法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームへ)) ●今後の治療方針(具体的に記載ください。) ●今後も継続的集中的な治療を継続的に行う ア 必要がある イ 必要がない (「重度かつ継続」に該当する場合は、こちらを○で囲んでください。) 年 月 日
(5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどでき	の法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームへ)) ●今後の治療方針(具体的に記載ください。) ●今後も継続的集中的な治療を継続的に行う ア 必要がある イ 必要がない (「重度かつ継続」に該当する場合は、こちらを〇で囲んでください。) 年 月 日 こる精神障害の初診年月日」から6箇月以上経過した日付のものに限ります。)
(5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどでき 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するためその他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等 備考 上記のとおり、診断します。	ない。 の法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームへ) ●今後の治療方針(具体的に記載ください。) ア 必要がある イ 必要がない (「重度かつ継続」に該当する場合は、こちらをOで囲んでください。) 年 月 日 こる精神障害の初診年月日」から6箇月以上経過した日付のものに限ります。) 診療担当科名
(5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどでき ⑦ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等 ⑧ 備考 ② 初診年月日」欄の「主が 医療機関の名称 ※	ない。 の法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームへ) ●今後の治療方針(具体的に記載ください。) ●今後の治療方針(具体的に記載ください。) ア 必要がある イ 必要がない (「重度かつ継続」に該当する場合は、こちらを〇で囲んでください。) 年 月 日 こる精神障害の初診年月日」から6箇月以上経過した日付のものに限ります。) ジ療担当科名
(5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどでき ⑦ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等 8 備考 ② (「② 初診年月日」欄の「主が 医療機関の名称 ※ で 地	ない。 の法律に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームへ) ●今後の治療方針(具体的に記載ください。) ●今後も継続的集中的な治療を継続的に行う ア 必要がある イ 必要がない (「重度かつ継続」に該当する場合は、こちらを○で囲んでください。) 年 月 日 こる精神障害の初診年月日」から6箇月以上経過した日付のものに限ります。) 診療担当科名

●印欄は自立支援医療(精神通院)を同時に申請されるとき記載してください。

用紙の大きさは日本産業規格A3とすること